

産業廃棄物処理計画書		令和 6 年 5 月 日
熊本県知事 木村 敬 殿		
提出者 住所 熊本県玉名郡南関町上長田 6 9 3 - 1 氏名 株式会社 原賀工務店 代表取締役 松本 泰典 電話番号 0968-53-0303		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その その処理に関する計画を作成したので、提出します。		
事業場の名称	株式会社 原賀工務店	
事業場の所在地	熊本県玉名郡南関町上長田 6 9 3 - 1	
計画期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 ⁷ 年 3 月 31	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
①事業の種類	総合建設業	
②事業の規模	4 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 -	
③従業員数	1 0 名	
④産業廃棄物の 一連の処理工程	産業廃棄物発生 ↓ 収集運搬（自社運搬・収集運搬業者に委託） ↓ 処理委託 	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項						
(管理体制図)						
別紙参照						
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項						
① 現 状	【前年度（5年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	がれき類 (As)	がれき類 (Co)	木屑	廃プラ	汚泥
	排 出 量	1,005.80 t	896.60 t	65.60 t	0 m ³	0.02 t
	産業廃棄物の種類					
	排 出 量	t	t	t		
(これまでに実施した取組)						
1・産業廃棄物の分別						
2・廃棄物のリサイクル率目標100%						
② 計 画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	がれき類 (As)	がれき類 (Co)	木屑	廃プラ	汚泥
	排 出 量	1,000.00 t	800.00 t	0.00 t	0.00 m ³	0.00 t
	産業廃棄物の種類					
	排 出 量	t	t	t		
(今後実施する予定の計画)						
1・産業廃棄物の分別						
2・廃棄物のリサイクル率目標100%						
産業廃棄物の分別に関する事項						
① 現 状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリート殻、アスファルト殻、木屑、廃プラ、石膏ボード等 収集運搬は、種類別ごとに収集し、運搬を行う。					
② 計 画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記に同じ。					

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現 状	【前年度 (年度) 実績】					
	産業廃棄物の種類					
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組)					
② 計 画	【目標】					
	産業廃棄物の種類					
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の計画)					

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現 状	【前年度 (年度) 実績】					
	産業廃棄物の種類					
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により 減量した産業廃棄物の 量	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)						
② 計 画	【目標】					
	産業廃棄物の種類					
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により 減量する産業廃棄物の 量	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の計画)						

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現 状	【前年度（ 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組)				
② 計 画	【目標】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t	t	t
	(今後実施する予定の計画)				

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現 状	【前年度（ 5 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	がれき類 (As)	がれき類 (Co)	木くず	廃プラ	汚濁
	全処理委託量	1,005.80 t	896.60 t	65.60 t	0 m ³	0.02 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t	t	m ³	m ³
	再生利用業者 への処理委託量	1,005.80 t	896.60 t	65.60 t	0 m ³	0.02 t
	認定熱回収業者 への処理委託料	t	t	t	m ³	m ³
	認定熱回収業者 以外の熱回収を行う 業者への処理委託量	t	t	t	m ³	m ³
	(これまでに実施した取組)					
	1・建設廃棄物処理委託契約取り交わしの徹底。 2・建設系廃棄物マニフェスト伝票受け渡しの徹底。					

① 計 画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	がれき類 (As)	がれき類 (Co)	木屑	廃プラ	汚泥
	全処理委託量	1,000.00 t	800.00 t	0.00 t	0.00 m ³	0.00 m ³
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t	t	t	t
	再生利用業者 への処理委託量	1,000.00 t	800.00 t	0.00 t	0.00 m ³	0.00 m ³
	認定熱回収業者 への処理委託料	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者 以外の熱回収を行う 業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	産業廃棄物の種類					
	全処理委託量	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t	t	t	t
	再生利用業者 への処理委託量	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託料	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者 以外の熱回収を行う 業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)					
	1・建設廃棄物処理委託契約取り交わしの徹底。					
	2・建設系廃棄物マニフェスト伝票受け渡しの徹底。					
※事務処理欄						

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

管理体制（廃棄物処理に関する管理組織等）

総括責任者 環境管理委員会	・ 廃棄物処理に関する検討 廃棄物搬出抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進等 計画的な廃棄物の管理運営を行ううえで必要な事項を検討する。 ・ 委員長：星先 洋 ・ 委員：環境管理責任者、関連部門長及び各作業所長
土木部門長	・ 廃棄物処理計画の作成 ・ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・ 処理業者、収集運搬業者の調査、選定及び管理 ・ 委託契約の締結 ・ 産業廃棄物管理票の交付・管理 ・ 監督官庁への各種報告 ・ 社員及び関連会社要員に対する教育、啓発 ・ 各作業所に対する情報提供、支援及び指導 ・ その他関係する事項

管 理 体 制

